**３　保育所型認定こども園**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　眼　　　　点 | 市条例又は規則 |
| **第１　最低基準の実施状況** | 【　】内  児童施行規則…児童福祉法施行規則の略  特に法律等名を記載していないものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の条数 | 児童条例…鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の略  児童規則…鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の略  条数のないものは条例、規則ともに別表第３の項目  認こ条例…鳥取市認定こども園に関する条例の略  認こ規則…鳥取市認定こども園に関する条例施行規則の略  条数のないものは条例、規則ともに別表第１の項目 |
| １　施設の設備構造 | （１）必要な設備が設けられているか。【第５条第４項関係】  （２）設備の規模及び構造を変更しようとするときは市長にあらかじめ届出をしているか。【児童施行規則第３７条第６項関係】  （３）採光、換気等入所者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。【第５条第５項関係】 |  |
| ２　非常災害への備え | （１）軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備が設けられているか。【第６条第１項関係】  （２）非常災害に対する具体的計画を立てているか。【第６条第１項関係】  （３）非常災害に対する訓練を実施しているか。【第６条第１項関係】  （４）この訓練のうち避難及び消火に対する訓練を少なくとも月に１回以上実施しているか。【第６条第２項関係】  （５）業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めているか。【第９条の３第１項関係】  （６）業務継続計画の職員への周知と研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。【第９条の３第２項関係】  （７）業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた変更を行うよう努めているか。【第９条の３第３項関係】 | 児童規則 設備 ３  児童条例 サービスの提供 13  認こ条例 サービスの提供 14  児童条例 サービスの提供 13  認こ条例 サービスの提供 14  児童規則 サービスの提供 ５  児童条例 サービスの提供 14  児童条例 サービスの提供 15    児童条例 サービスの提供 16 |
| ３　施設の職員 | （１）職員は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があるものであるか。  【第７条関係】  （２）職員は必要な知識及び技能の修得、維持、向上に努めているか。【法第４８条の４第２項、第７条の２第１項関係】  （３）職員資質向上のための研修の機会を確保しているか。【第７条の２第２項関係】 | 児童規則 サービスの提供 15  認こ規則 サービスの提供 10  児童規則 サービスの提供 15  認こ規則 サービスの提供 10 |
| ４　他の社会福祉施設と併設する場合の設備、職員 | （１）入所している者の居室及び各施設特有の設備について、兼用させていないか。【第８条関係】  （２）入所している者の保護に直接従事する職員について、兼用又は兼務をさせていないか。【第８条関係】 | 児童規則 設備 ４  児童規則 職員の配置 ２ |
| ５　入所者を平等に取扱う原則 | 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしていないか。【第９条関係】 | 児童条例 第４条  認こ条例 基本方針 ４ |
| ６　虐待等の禁止 | 職員は、入所中の児童に対し、虐待行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。【第９条の２関係】 | 児童条例 第５条  認こ条例 基本方針 ５ |
| ７　衛生管理 | （１）入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。【第１０条第１項関係】  （２）感染症その他の健康被害の発生を防止するために、衛生上及び健康管理上が発生、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。【第１０条第２項関係】  （３）感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めているか。【第１０条第２項関係】  （４）必要な医薬品その他医療品を備えているか。【第１０条第５項関係】 | 児童規則 サービスの提供 ２  児童条例 サービスの提供 ３  認こ条例 サービスの提供 ８  児童規則 サービスの提供 ３  児童規則 サービスの提供 ４ |
| ８　給食 | （１）当該施設内で調理されているか。【第１１条第１項関係】  （２）献立等について栄養士（他の施設、保健所、市町村等の栄養士を含む。）の指導を受けているか。  （３）入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。【第１１条第２項関係】  （４）食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮しているか。【第１１条第３項関係】  （５）調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。【第１１条第４項関係】  （６）食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。 | 児童規則 サービスの提供 ６  認こ規則 サービスの提供 １  認こ規則 サービスの提供 ３  児童規則 サービスの提供 ６  認こ規則 サービスの提供 ４  児童規則 サービスの提供 ６  認こ規則 サービスの提供 １  児童規則 サービスの提供 ８  認こ規則 サービスの提供 １  認こ規則 サービスの提供 ６ |
| ９　調理の外部搬入、外部委託 | （外部搬入）  （１）満３歳以上の幼児に対する食事の提供を、施設外で調理し搬入する方法により行っている場合、下記の要件を満たしているか。【第３２条の２関係】  ア　調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。【第３２条の２関係】  イ　幼児に対する食事の責任が当該保育所にあるか。【第３２条の２第１号関係】  ウ　調理業務の受託者との契約内容について、当該施設の食事の提供の管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような内容が確保されているか。【第３２条の２第１号関係】  エ　栄養士による必要な配慮が行われているか。【第３２条の２第２号関係】  オ　栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるか。【第３２条の２第２号関係】  カ　調理業務の受託者は、当該施設における給食の趣旨を十分に認識しているか。【第３２条の２第３号関係】  キ　調理業務の受託者は、衛生面・栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有しているか。【第３２条の２第３号関係】  ク　幼児の年齢、発達の段階、健康状態に応じた食事の提供ができているか。【第３２条の２第４号関係】  ケ　アレルギー、アトピー等への配慮ができているか。【第３２条の２第４号関係】  コ　必要な栄養素量の給与ができているか。【第３２条の２第４号関係】  サ　幼児の食事の内容、回数、時機に適切に応じているか。【第３２条の２第４号関係】  シ　食育に関する計画に基づき食事を提供しているか。【第３２条の２第５号関係】  （外部委託）  （２）保育所調理業務を第三者へ委託している場合、「保育所における調理業務の委託について（平成10年児発第86号通知）」の要件を満たしているか。 | 児童規則 サービスの提供 ７  認こ規則 サービスの提供 ２  児童規則 サービスの提供 ７  児童規則 サービスの提供 ７(1)  児童規則 サービスの提供 ７(1)  認こ規則 サービスの提供 ２(1)  児童規則 サービスの提供 ７(2)  児童規則 サービスの提供 ７(2)  児童規則 サービスの提供 ７(3)  児童規則 サービスの提供 ７(3)  認こ規則 サービスの提供 ２(2)  児童規則 サービスの提供 ７(4)  児童規則 サービスの提供 ７(4)  児童規則 サービスの提供 ７(4)  児童規則 サービスの提供 ７(4)  認こ規則 サービスの提供 ２(3)  児童規則 サービスの提供 ７(5) |
| 10　健康診断 | （１）入所している者に対し、入所時の健康診断及び少なくとも年２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定に準じて行っているか。【第１２条第１項関係】  （２）健康診断をした医師は、その結果必要な事項を入所した者の健康を記録する表に記入しているか。【第１２条第３項関係】  （３）職員の健康診断について、特に入所している者の食事を調理する者について、綿密な注意が払われているか。【第１２条第４項関係】 | 児童規則 サービスの提供 11  認こ規則 サービスの提供 ８  児童規則 サービスの提供 14 |
| 11 安全確保 | （１）安全計画を策定しているか。【第６条の３第１項関係】  （２）安全計画の職員への周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか。【第６条の３第２項関係】  （３）安全計画に関する取組内容を保護者へ周知しているか。【第６条の３第３項関係】  （４）安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更を行っているか。【第６条の３第４項関係】  （５）登園、園外活動等で児童の移動のために自動車を運行する際に点呼その他の児童の所在を確実に把握できる方法により、児童の所在を確認しているか。【第６条の４第１項関係】  （６）児童の送迎を目的とした自動車にブザーその他の車内の児童の見落しを防止する装置を備え、児童の降車の際にこれを用いて児童の所在確認を行っているか。【第６条の４第２項関係】 | 児童条例 サービスの提供 ４  児童条例 サービスの提供 ４  児童条例 サービスの提供 ４  児童条例 サービスの提供 ４  児童条例 サービスの提供 ８　９  認こ条例 サービスの提供 12  児童条例 サービスの提供 ９  認こ条例 サービスの提供 13 |
| 12　内部規程 | 以下の施設の運営に係る重要事項について規程が設けられているか。  ア　施設の目的及び運営の方針  イ　提供する教育・保育の内容  ウ　職員の職種、人数及び職務の内容  エ　教育又は保育の提供を行う日及び時間  オ　保護者から受領する費用の種類及び額  カ　子どもの幼児の区分ごとの利用定員  キ　利用の開始、終了に関する事項  ク　非常災害その他の緊急時における対応方法  ケ　虐待の防止に関する措置 | 認こ条例 サービスの提供 ７ |
| 13　備える必要のある帳簿 | （１）職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存しているか。  （２）以下の帳簿及び記録は、それぞれに定める期間保存されているか。  ア　決算書類　30年間  イ　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類  10年間  ウ　上記以外の帳簿及び記録　５年間 | 認こ条例 記録の作成及び保存  認こ規則 記録の作成及び保存 |
| 14　秘密保持 | （１）職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た入所者、家族の秘密を漏らしていないか。【第１４条の２第１項関係】  （２）職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。【第１４条の２第２項関係】 | 児童条例 事故等への対応 １  児童条例 事故等への対応 １  認こ条例 事故等への対応 １ |
| 15　苦情への対応 | （１）保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。【第１４条の３第１項関係】  （２）保育の実施について県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行っているか。【第１４条の３第３項関係】  （３）運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しているか。【第１４条の３第４項関係】 | 児童条例 事故等への対応  認こ条例 事故等への対応 ２  児童規則 事故等への対応 |
| 16　設備の基準 | （１）以下の設備を有しているか。（認可時から変更されていないか。）  ア　職員室  イ　乳児室又はほふく室  ウ　保育室又は遊戯室  エ　保健室（特別な事情がある場合は、職員室と兼用可）  オ　調理室  カ　便所  キ　園庭  ク　飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備  （２）乳児又は満２歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所があるか。【第３２条第１号関係】  （３）乳児室の面積は、乳児又はほふくできない満２歳に満たない幼児１人につき１．６５平方メートル以上あるか。【第３２条第２号関係】  （４）ほふく室の面積は、乳児又はほふくする（立ち歩きはじめ含む）満２歳に満たない幼児１人につき３．３平方メートル以上あるか。【第３２条第３号関係】  （５）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具が備えてあるか。【第３２条第４号関係】  （６）保育室又は遊戯室の面積は、満２歳以上の幼児１人につき１．９８平方メートル以上あるか。【第３２条第６号関係】  （７）屋外遊戯場の面積は、以下の区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とし、満２歳以上の子ども１人につき３．３平方メートル以上あるか。  ア　満３歳以上の子ども   |  |  | | --- | --- | | 学級数 | 面積（平方メートル） | | ２以下 | 330＋30×（学級数－１） | | ３以上 | 400＋80×（学級数－３） |   イ　満２歳の子ども　１人につき３．３平方メートル  （８）園舎の面積は、以下の区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上あるか。  ア　満３歳以上の子ども   |  |  | | --- | --- | | 学級数 | 面積（平方メートル） | | １ | 180 | | ２以上 | 320＋100×（学級数－２） |   イ　満２歳の子ども　１人につき１．９８平方メートル  ウ　満２歳未満の子ども　ほふくしない満２歳未満の子ども１人につき１．６５平方メートル及びほふくする満２歳未満の子ども１人につき３．３平方メートルを合計した面積  （９）学級数及び子どもの人数に応じ、必要な種類及び数の園具及び教具が備えてあるか。  （10）保育室又は遊戯室を２階に設ける建物の場合は、下記のとおりであるか。【第３２条第８号関係】  ア　建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるか。【第３２条第８号イ関係】  イ　常用の屋内階段のほか、避難用に、建築基準法施行令に規定する屋内階段、待避用バルコニー、建築基準法に規定する準耐火構造の屋外傾斜路、屋外階段のいずれかが設けられてあるか。【第３２条第８号ロ関係】  ウ　乳幼児が出入・通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられてあるか。【第３２条第８号ヘ関係】  （11）保育室又は遊戯室を３階以上に設ける建物の場合、最低基準を満たしているか。【第３２条第８号関係】 | 認こ条例 設備 １  児童条例 設備 １(1)  児童条例 設備 １(2)  認こ条例 設備 ５  児童条例 設備 １(2)  認こ条例 設備 ５  児童規則 設備 １  認こ規則 設備 ７  児童条例 設備 ２(2)  認こ条例 設備 ４  認こ条例 設備 ７  認こ条例 設備 ６  認こ規則 設備 ７  児童規則 設備 ２  児童規則 設備 ２(1)  児童規則 設備 ２(2)  児童規則 設備 ２(3)  児童規則 設備 ２ |
| 17　職員 | （１）園長、教育又は保育に従事する者、嘱託医、調理員が置かれているか。（ただし、調理業務を委託する施設の場合は調理員を置かないことができる。）  （２）教育又は保育に従事する者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね15人（従前：20人）につき１人以上、満４歳以上の幼児おおむね25人（従前：30人）につき1人以上となっているか。  ※教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、本規定を適用せず、当分の間、従前の規定を適用する。  （３）早朝、夕刻時間帯に保育士（有資格者）が１名しかいない時間帯はないか。（２人を下ることはできない。）  （４）乳児が入所している場合は、保健師、看護師又は准看護師を配置しているか。（努力義務）  （５）入所している児童の処遇や保護者に対する子育て支援等のために、基準を上回る保育士を配置しているか。  （６）満３歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士資格を有する者であるか。  （７）満３歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員は、幼稚園教員免許状及び保育士資格を併せて有する者であるか。（いずれかを有する者とする経過措置あり）  （８）各学級ごとに学級担任を置いているか。  （９）学級担任は、幼稚園教員免許状を有しているか。  ※職員の配置基準の特例を適用している場合  （10）必要な配置義務職員が1人となるときは、当該職員に加えて、子育て支援員等の配置がなされているか。  （11）幼稚園教諭等または子育て支援員等を配置義務職員とみなしている場合において、配置義務職員の数が年齢別配置基準により算定される数の３分の２以上となっているか。  （12）保育の質を確保するための研修を受講しているか。 | 認こ条例 職員の配置 １  認こ規則 職員の配置 ４  認こ条例 職員の配置 ３  認こ条例 職員の配置 ３  認こ条例 職員の配置 ２  認こ条例 職員の配置 ４  認こ条例 職員の配置 ５  認こ条例 職員の配置 ６  認こ規則　職員配置　２  認こ条例 附則４～７ |
| 18　学級編成 | （１）満３歳以上の子どもについては、学級が編制されているか。  （２）学級は、原則として学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制し、１学級の子どもの数が35人以下であるか。 | 認こ条例 学級の編制 １  認こ条例 学級の編制 ２ |
| 19　教育・保育時間 | （１）教育時間は１日４時間を標準とし、子どもの心身の発達の程度、季節等を考慮し設定されているか。  （２）保育時間（教育時間を含む）は、１日８時間以上を原則とし、保護者の労働時間やその他家族の状況等を考慮し設定されているか。 | 認こ条例 サービスの提供 ５  認こ条例 サービスの提供 ６ |
| 20　教育・保育の内容 | 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき行われているか。 |  |
| 21　保護者等との連携 | 保護者と密接に連携をとり、教育・保育内容等につき、保護者の理解と協力を得るよう努めているか。 | 認こ規則 サービスの提供 11 |
| 22　情報提供 | （１）保護者及び地域住民の適切な判断に資するよう、情報提供を行っているか。【認こ法第２４条関係】  （２）情報開示の規程を設ける等必要な措置を講じているか。 | 認こ条例 サービスの提供 11 |
| 23　財産目録等の備付け | <社会福祉法人が開設する施設のみ>  事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、これに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えているか。【社会福祉法第４５条の３２、第４５条の３４関係】 |  |
| 24　自己評価 | 児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。【第５条第３項関係】 | 児童条例 サービスの提供 10 |
| 25　障がい児保育 | 障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。 | 児童条例 サービスの提供 11  認こ条例 サービスの提供 ６ |
| 26　暴力団等との関係 | 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。 | 児童条例 サービスの提供 17  認こ条例 サービスの提供 14 |
| 27　認定こども園である旨の表示 | 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をすること。 | 認こ規則　設備　８ |
| 28 事故報告 | 重大な事故が発生した場合、市町村等へ報告を行っているか。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **第２　保育指針に沿った保育の実施**  １　保育の計  　画  ２　健康・安全管理  ３　個人情報保護  ４　小学校との連携  ５　地域における子育て支援  ６　施設長  ７　人権保育  ８　給食  **第３　施設運営の適正実施の確保**  １　運営管理体制  ２　職員確保・職員処遇  ３　給食  ４　安全管理  ５　会計経理 | 【　】内は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）の条数  （１）全体的な計画は適切に作成されているか。【第１章３（１）関係】  （２）指導計画は適切に作成されているか。【第１章３（２）関係】  （３）保育の過程が記録されているか。【第１章３（２）関係】  （４）保育所児童要録について、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。【第２章４（２）ウ関係】  （５）保育の記録や自己評価に基づいて、保育の質の向上に努めているか。【第１章３（４）ア関係】  （６）保育所は保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自己評価を行っているか。【第１章３（４）イ関係】  （７）子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか。【第３章１（２）ア関係】  （８）食事の提供を含む、食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけ、その評価・改善に努めているか。【第３章２（１）ウ関係】  （１）入所している児童の健康状態について、登所時の観察及び保護者からの聞き取りが適切に行われているか。【第３章１（１）イ関係】  （２）健康診断の診断結果を保育に活用しているか。【第３章１（２）イ関係】  （３）入所している児童の健康状態について、保育中の観察により適切に行われ、必要に応じて適切な対応が図られているか。（ＳＩＤＳ、アレルギー疾患等含む）【第３章１（３）関係】  （４）施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。【第３章３（２）関係】  （５）交通事故防止に配慮し、家庭及び諸機関と連携し、交通安全指導が実施されているか。【第３章３（２）関係】  （６）事故防止及び事故発生時の対応について配慮が行われているか。【第３章３（２）関係】  （７）防犯に対して配慮が行われているか。【第３章３（２）関係】  （８）防震対策は適切に行われているか。【第３章３（２）関係】  （９）児童虐待が疑われる場合の対応は、適切か。【第３章１（１）、第４章２（３）関係】  入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱っているか。【第１章１（５）ウ関係】  小学校との積極的な連携を図るよう配慮されているか。【第２章４（２）関係】  （１）地域における子育て支援について、保育所の知識、経験、技術を生かす取組が行われているか。【第１章１（１）ウ関係】  （２）小学校との積極的な連携を図るよう配慮されているか。【第２章４（２）エ関係】  （３）施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。【第４章３（１）関係】  （４）地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図っているか。【第４章３（２）関係】  施設長は、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性の向上に努めているか。【第５章２関係】  （１）「人権を大切にする心を育てる」保育が実施されているか。【第１章１（５）ア関係】  （２）子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮しているか。【第２章４（１）関係】  （３）子どもの性差や個人差に留意し、性別などによる固定的な意識を植え付けないように配慮しているか。【第２章４（１）関係】  入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。【第３章２（２）関係】  （１）施設長に適任者が配置されているか。  （２）補助金等を受けて事業を実施するため最低基準を超えて上乗せ配置する保育士等が必要な場合、必要な保育士等が確保されているか。  （３）開所・閉所時間、保育時間、開所日数が適切に設けられているか。  （４）入所定員を遵守しているか。  （５）定員を超えて私的契約児を入所させていないか。  （６）入所児童の年齢制限を行っていないか。  （７）保育の実施機関（市町村）との十分な連携が図られているか。  （１）労働基準法等関係法規は遵守されているか。  （２）労働基準法第２４条・３６条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。  （３）通勤手当、住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。  （４）職員が出産、傷病により長期休暇を要する場合、育児休業、産休等代替職員が任用されているか。  （５）職員の確保及び定着化について積極的に取組んでいるか。  （６）労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。  （７）業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。  （１）３歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについて配慮がされているか。  （２）原料食品の購入に当たっては、検収を確実に行い、事故防止に努めているか。また、適切に保管がされているか。  （３）保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50ｇずつ清潔な容器に密封して入れ、－２０℃以下で２週間以上保存しているか。（原材料は購入した状態で保存しているか。）  （４）給食日誌の記録が適正に行われているか。  （５）児童育成協会から購入した脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。  （６）土曜日に給食を提供しているか。  （７）調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。  （１）消防用設備及び避難用設備が整備されているか。これらが常時機能するよう管理されているか。また、専門業者により定期的に点検が行われているか。  （２）火災防止対策として責任分野を明確にした予防管理組織がつくられているか。  （３）土砂災害警戒区域内の施設は、土砂災害に対する具体的計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。  （４）浸水想定区域内の施設は、浸水災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。  （５）津波災害警戒区域内の施設は、津波災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。  （６）原子力災害対策重点区域に立地している施設は、原子力災害に対する具体的な避難計画を立て、これに対する訓練を実施しているか。  （７）園外活動におけるお散歩ルートの危険箇所の確認、マニュアルの整備状況の確認を定期的に実施しているか。  （８）送迎バスを運行する場合、子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有するなど適切な対応を行っているか。  （１）利用者から預かっている金銭等がある場合、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされているか。  （２）経理規程が整備されているか。  （３）内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。  （４）計算書類等は適切に作成されているか。  （５）予算の流用は適切に行われているか。  （６）簿外経理となっている収入・支出はないか。  （７）経理規程に基づいた適切な運用がなされているか。  ア　経理区分は経理規程どおりか。  イ　金銭の収入について、経理規程どおりに処理されているか。  ウ　寄附金品の受入れは適切か。  エ　会計帳簿は整備されているか。  オ　支払は経理規程どおりに取り扱われているか。  カ　小口現金は経理規程どおりに取り扱われているか。  キ　契約事務は適切か。  ク　予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。  ケ　資金収支計算書は適切に作成されているか。  コ　事業活動計算書は適切に作成されているか。  サ　貸借対照表は適切に作成されているか。  シ　財産目録は適切に作成されているか。  （８）法人に応じた会計制度に基づき適切に運用されているか。 |